

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)											
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則	
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則	
1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-1-2	用語の定義	
1	1	1	2	20	1	20. 通知	通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、 <b>監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、</b> 工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	1	1	1	2	20	1	20. 通知	通知とは、発注者または監督員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。	発議者は双方であることがわかるので、文章表現を簡略化する。
1	1	1	2	21	1	21. 連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、 <b>監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し、</b> 契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	1	1	1	2	21	1	21. 連絡	連絡とは、監督員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	発議者は双方であることがわかるので、文章表現を簡略化する。
1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負	
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 <b>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</b>	改正品確法第8条「受注者の責務」により、改定する。
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	
1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、国空建第68号）及び「 <b>施工体制台帳に係る書類の提出について</b> 」の一部改正について」（平成24年7月4日付け国官技第96号、国営整第59号、国港技第34号、国空安保第157号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、 <b>国空建第68号</b> ）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	『「〇〇」の一部改正について』等の発出文書の記載はせず、最初の発出文書である「〇〇」のみの記載とする。
1	1	1	10	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	10	2	1	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建第112号、 <b>国空建第68号</b> ）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	発出文書番号の追加。
1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、「 <b>施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について</b> 」（平成13年3月30日付け国コ企第3号）に基づき、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。 <b>名札は図1-1-1を標準とする。</b>	名札の標準図を記載しているため、その根拠となる発出文書名を削除。
1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	施工管理	1	1	1	10	3	2	1-1-1-23	施工管理	
1	1	1	23	6	1	6. 良好な作業環境の確保	受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	1	1	1	23	1	1	6. 労働環境の改善	受注者は、 <b>作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</b> また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。	改正品確法第8条「受注者の責務」により、改定する。
1	1	1	23	8	1	8. 記録及び関係書類	受注者は、 <b>出来形管理基準及び品質管理基準</b> により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、検査時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。	1	1	1	23	8	1	8. 記録及び関係書類	受注者は、 <b>土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準</b> （出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、 <b>また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、検査時に監督員へ提出しなければならない。</b> ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は提示しなければならない。	共通仕様書で記載されていない項目や内容を説明するため、「土木工事施工管理基準、及び写真管理基準」に変更し、「写真管理」を追加する。



土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)									
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
1	1	1	30	10	1	10. 特定調達品目 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	30	10	1	10. 特定調達品目 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成15年7月改正 法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。	法令等の改正による（グリーン購入法との整合）。 調達により改定。
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32 交通安全管理	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32 交通安全管理	
1	1	1	32	2	1	2. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	1	1	1	32	2	1	2. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。	土木工事積算単価表では、「交通誘導員」が「交通誘導警備員」に名称変更されているため。
1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成26年5月26日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（国土整備部長通知、平成19年9月14日）、道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（同）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知、昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	改定年度を反映
1	1	1	32	12	1	12. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成24年3月22日改正 政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	1	12. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成26年5月28日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成26年4月改正 政令第169号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	改定年度を反映
1	1	1	34	0	1	1-1-1-34 諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1	1-1-1-34 諸法令の遵守	
1	1	1	34	1	2	(1) 地方自治法（平成25年12月 法律第111号）	1	1	1	34	1	2	(1) 地方自治法（平成26年11月 法律第115号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	3	(2) 建設業法（平成24年8月改正 法律第53号）	1	1	1	34	1	3	(2) 建設業法（平成25年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	6	(5) 労働安全衛生法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	6	(5) 労働安全衛生法（平成26年6月改正 法律第82号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	7	(6) 作業環境測定法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	7	(6) 作業環境測定法（平成26年6月改正 法律第82号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	8	(7) じん肺法（平成16年12月改正 法律第150号）	1	1	1	34	1	8	(7) じん肺法（平成26年6月改正 法律第82号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	9	(8) 雇用保険法（平成24年3月改正 法律第9号）	1	1	1	34	1	9	(8) 雇用保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	10	(9) 労働者災害補償保険法（平成24年8月改正 法律第63号）	1	1	1	34	1	10	(9) 労働者災害補償保険法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	11	(10) 健康保険法（平成24年8月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	11	(10) 健康保険法（平成26年6月改正 法律第83号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	12	(11) 中小企業退職金共済法（平成23年4月改正 法律第26号）	1	1	1	34	1	12	(11) 中小企業退職金共済法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	13	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）	1	1	1	34	1	13	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成25年11月改正 法律第86号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	14	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成24年4月改正 法律第27号）	1	1	1	34	1	14	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成26年6月改正 法律第74号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	15	(14) 道路法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	15	(14) 道路法（平成26年6月改正 法律第72号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	16	(15) 道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）	1	1	1	34	1	16	(15) 道路交通法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	17	(16) 道路運送法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	17	(16) 道路運送法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	18	(17) 道路運送車両法（平成23年6月改正 法律第74号）	1	1	1	34	1	18	(17) 道路運送車両法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	19	(18) 砂防法（平成22年3月改正 法律第20号）	1	1	1	34	1	19	(18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第76号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	20	(19) 地すべり等防止法（平成24年6月改正 法律第42号）	1	1	1	34	1	20	(19) 地すべり等防止法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	21	(20) 河川法（平成23年12月改正 法律第122号）	1	1	1	34	1	21	(20) 河川法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映
1	1	1	34	1	22	(21) 海岸法（平成23年5月改正 法律第37号）	1	1	1	34	1	22	(21) 海岸法（平成26年6月改正 法律第69号）	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)									
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条	新条文	改定理由	
1	1	1	34	1	(22)	港湾法 (平成24年3月改正 法律第15号)	1	1	1	34	1	(22)	港湾法 (平成26年6月改正 法律第91号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(24)	漁港漁場整備法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(24)	漁港漁場整備法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(25)	下水道法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	34	1	(25)	下水道法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(26)	航空法 (平成23年5月改正 法律第54号)	1	1	1	34	1	(26)	航空法 (平成26年6月改正 法律第70号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(27)	公有水面埋立法 (平成16年6月改正 法律第84号)	1	1	1	34	1	(27)	公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(29)	森林法 (平成24年6月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	(29)	森林法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(30)	環境基本法 (平成24年6月改正 法律第47号)	1	1	1	34	1	(30)	環境基本法 (平成26年5月改正 法律第46号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(31)	火薬類取締法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	34	1	(31)	火薬類取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(32)	大気汚染防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(32)	大気汚染防止法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(33)	騒音規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	34	1	(33)	騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(34)	水質汚濁防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(34)	水質汚濁防止法 (平成25年6月改正 法律第60号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(35)	湖沼水質保全特別措置法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(35)	湖沼水質保全特別措置法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(36)	振動規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	34	1	(36)	振動規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)	1	1	1	34	1	(37)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(38)	文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	(38)	文化財保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(39)	砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号)	1	1	1	34	1	(39)	砂利採取法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(40)	電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号)	1	1	1	34	1	(40)	電気事業法 (平成26年6月改正 法律第72号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(41)	消防法 (平成24年6月改正 法律第38号)	1	1	1	34	1	(41)	消防法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(43)	建築基準法 (平成24年8月改正 法律第67号)	1	1	1	34	1	(43)	建築基準法 (平成26年6月改正 法律第92号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(44)	都市公園法 (平成23年12月改正 法律第122号)	1	1	1	34	1	(44)	都市公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(45)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(46)	土壌汚染対策法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	34	1	(46)	土壌汚染対策法 (平成26年6月改正 法律第51号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成24年9月改正 法律第89号)	1	1	1	34	1	(50)	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成26年6月改正 法律第73号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(51)	船員法 (平成24年9月改正 法律第87号)	1	1	1	34	1	(51)	船員法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正 法律第84号)	1	1	1	34	1	(52)	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(53)	船舶安全法 (平成24年9月改正 法律第89号)	1	1	1	34	1	(53)	船舶安全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(54)	自然環境保全法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(54)	自然環境保全法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(55)	自然公園法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(55)	自然公園法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成21年6月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	(56)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(59)	技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	34	1	(59)	技術士法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(60)	漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号)	1	1	1	34	1	(60)	漁業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(61)	空港法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(61)	空港法 (平成26年6月改正 法律第76号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(62)	計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)	1	1	1	34	1	(62)	計量法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(63)	厚生年金保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)	1	1	1	34	1	(63)	厚生年金保険法 (平成25年6月改正 法律第63号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第1号)	1	1	1	34	1	(65)	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(67)	職業安定法 (平成24年8月改正 法律第53号)	1	1	1	34	1	(67)	職業安定法 (平成26年6月改正 法律第67号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(68)	所得税法 (平成24年3月改正 法律第16号)	1	1	1	34	1	(68)	所得税法 (平成26年6月改正 法律第91号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(69)	水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	(69)	水産資源保護法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(70)	船員保険法 (平成24年9月改正 法律第87号)	1	1	1	34	1	(70)	船員保険法 (平成26年6月改正 法律第83号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(71)	著作権法 (平成24年6月改正 法律第43号)	1	1	1	34	1	(71)	著作権法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(72)	電波法 (平成23年6月改正 法律第74号)	1	1	1	34	1	(72)	電波法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成24年4月改正 法律第27号)	1	1	1	34	1	(73)	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成23年5月改正 法律第47号)	1	1	1	34	1	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(75)	農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)	1	1	1	34	1	(75)	農薬取締法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月法律第18号)	1	1	1	34	1	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成26年6月法律第56号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(80)	水道法 (平成23年12月改正 法律第123号)	1	1	1	34	1	(80)	水道法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(81)	工業用水法 (平成12年5月改正 法律第91号)	1	1	1	34	1	(81)	工業用水法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(82)	工業用水道事業法 (平成14年2月改正 法律第1号)	1	1	1	34	1	(82)	工業用水道事業法 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(83)	地方税法 (平成26年5月改正 法律第46号)	1	1	1	34	1	(83)	地方税法 (平成27年3月改正 法律第2号)	改定年度を反映
1	1	1	34	1	(84)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成24年6月改正 法律第42号)	1	1	1	34	1	(84)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)	改定年度を反映



土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)									
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
1	3	5	4	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	(2)	受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
1	3	6	0	0	第6節	運搬・打設	1	3	6	0	0	第6節	運搬・打設	
1	3	6	5	0	1-3-6-5	締固め	1	3	6	5	0	1-3-6-5	締固め	
1	3	6	5	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1	3	6	5	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状パイプレーターを用いなければならない。 なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠パイプレーターを使用しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
1	3	6	9	0	1-3-6-9	養生	1	3	6	9	0	1-3-6-9	養生	
1	3	6	9	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	1	3	6	9	1	1. 一般事項	受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度状態を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。	誤字の修正。
1	3	6	9	2	2. 湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの露出面を養生用マット、ぬらした布等で、これを覆うか、または散水、湛水を行い、少なくとも表1-3-6の期間、常に湿潤状態を保たなければならない。	1	3	6	9	2	2. 湿潤状態の保持	受注者は、コンクリートの表面を荒らさないうで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は表1-3-6を標準とする。	諸基準の改定に伴う修正 (コンクリート標準示方書)。
1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	1	3	7	0	0	第7節	鉄筋工	
1	3	7	1	0	1-3-7-1	一般事項	1	3	7	1	0	1-3-7-1	一般事項	
1	3	7	1	2	2. 照査	受注者は、施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査し、不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。	1	3	7	1	2	2. 照査	受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締め固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正 (コンクリート標準示方書)。
1	3	7	3	0	1-3-7-3	加工	1	3	7	3	0	1-3-7-3	加工	
1	3	7	3	3	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 (設計編) 第13章 鉄筋に関する構造細目」 (土木学会、平成25年3月) の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 (設計編) 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」 (土木学会、平成25年3月) の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
1	3	9	2	0	1-3-9-2	施工	1	3	9	2	0	1-3-9-2	施工	
1	3	9	2	3	3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下とする。	1	3	9	2	3	3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	諸基準の改定に伴う修正 (コンクリート標準示方書)。
1	3	10	0	0	第10節	寒中コンクリート	1	3	10	0	0	第10節	寒中コンクリート	
1	3	10	3	0	1-3-10-3	養生	1	3	10	3	0	1-3-10-3	養生	
1	3	10	3	5	3	表1-3-7 寒中コンクリートの養生期間	1	3	10	3	5	3	表1-3-7 寒中コンクリートの養生期間	表1-3-4 寒中コンクリートの養生期間の『構造物の露出状態』という表記がコンクリート標準示方書施工編 (2012) の表12.6.2の表記と異なっているため、整合させる。コンクリート標準示方書が改定されていることから併せて改定する。
2	0	0	0	0	第2編	材 料 編	2	0	0	0	0	第2編	材 料 編	
2	1	0	0	0	1	第1章	2	1	0	0	0	第1章		
2	1	2	0	0	1	第2節	2	1	2	0	0	第2節		
2	1	2	0	6	2	表2-1-1 主要資材リスト	2	1	2	0	6	2	表2-1-1 主要資材リスト	表2-1-1 JIS等認証製品も主要資材リストに含めるため、摘要欄を修正する。
2	2	0	0	0	1	第2章	2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)														
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由						
2	2	3	0	0	1	第3節	骨 材				2	2	3	0	0	1	第3節	骨 材	
2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材				2	2	3	3	0	1	2-2-3-3	アスファルト舗装用骨材	
2	2	3	3	4	1	4.鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ゴミ、泥、有機物などを有害含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格はJIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。				2	2	3	3	4	1	4.鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ゴミ、泥、有機物などを有害含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) によるものとし、その他は碎石の粒度に準ずるものとする。	JIS A5015の改定により「環境安全品質基準」を追加する。
2	2	3	6	0	1	2-2-3-6	安定材				2	2	3	6	0	1	2-2-3-6	安定材	
2	2	3	6	1	2		表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格				2	2	3	6	1	2		表2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格	「舗装再生便覧 (平成22年版)」の修正 (表中の数値の修正、記述項目の追加) による改定
2	2	5	0	0	1	第5節	鋼 材				2	2	5	0	0	1	第5節	鋼 材	
2	2	5	2	0	1	2-2-5-2	構造用圧延鋼材				2	2	5	2	0	1	2-2-5-2	構造用圧延鋼材	
											2	2	5	2	1	7		JIS G 3140 (橋梁用高降伏点鋼板)	2011年の新規JIS策定による追加。
2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料				2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料	
2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料				2	2	6	3	0	1	2-2-6-3	混和材料	
2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書 (標準編) JSCE-D 102-2005 吹付けコンクリート (モルタル) 用急結剤品質規格 (案)」 (土木学会、平成22年11月) の規格に適合するものとする。				2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書 (標準編) JSCE-D 102-2013 吹付けコンクリート (モルタル) 用急結剤品質規格 (案)」 (土木学会、平成25年11月) の規格に適合するものとする。	改定年度を反映
2	2	6	4	0	1	2-2-6-4	コンクリート用水				2	2	6	4	0	1	2-2-6-4	コンクリート用水	
2	2	6	4	2	1	2.海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。				2	2	6	4	2	1	2.海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。	諸基準の改定に伴う修正。
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料				2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	
2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤				2	2	8	3	0	1	2-2-8-3	再生用添加剤	
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。				2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令 (平成26年7月改正 政令第269号) に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸基準の改定に伴う修正。
2	2	11	0	0	1	第11節	塗 料				2	2	11	0	0	1	第11節	塗 料	
2	2	11	1	0	1	2-2-11-1	一般事項				2	2	11	1	0	1	2-2-11-1	一般事項	
2	2	11	1	4	1	4.道路標識支柱のさび止め塗料等の規格	道路標識の支柱の錆止め塗料若しくは下塗塗料は、以下の規格に適合するものとする。				2	2	11	1	4	1	4.道路標識支柱のさび止め塗料等の規格	道路標識の支柱の錆止め塗料若しくは下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。	表現の統一。「下塗工」またはタイトルに用いる場合のみ送り仮名なし。
2	2	11	1	4	3		JIS K 5623 (亜酸化鉛さび止めペイント)												JISの廃止に伴い削除。
2	2	11	1	4	4		JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)												同上
2	2	11	0	6	1	6.塗料の有効期限	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。				2	2	11	0	6	1	6.塗料の有効期限	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	諸基準の改定に伴う修正。
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編				3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	
3	1	0	0	0	1	第1章	総 則				3	1	0	0	0	1	第1章	総 則	
3	1	1	0	0	1	第1節	総 則				3	1	1	0	0	1	第1節	総 則	
3	1	1	10	0	1	3-1-1-10	工事中の安全確保				3	1	1	10	0	1	3-1-1-10	工事中の安全確保	
											3	1	1	10	4	1	4.架空線等事故防止対策	受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査 (場所、種類、高さ等) を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。	架空線等事故防止対策を追加
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工				3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	
3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
3	2	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)				3	2	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	改定年度を反映

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)									
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由
3	2	2	0	0	13	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成22年6月一部改正)	3	2	2	0	0	13	国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	改定年度を反映
3	2	2	0	0	14	環境省 水質汚濁に係る環境基準 (平成23年10月)	3	2	2	0	0	14	環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成26年11月)	改定年度を反映
3	2	2	0	0	17	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	3	2	2	0	0	17	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)	改定年度を反映
							3	2	2	0	0	43	土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) (平成24年11月)	諸基準類の追加
3	2	3	0	0	1	第3節 共通の工種	3	2	3	0	0	1	第3節 共通の工種	
3	2	3	6	0	1	3-2-3-6 小型標識工	3	2	3	6	0	1	3-2-3-6 小型標識工	
3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛メッキの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛メッキの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450 g/m <sup>2</sup> 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m <sup>2</sup> (片面の付着量) 以上としなければならない。	諸基準 (鋼道路橋防食便覧) の改定に伴う修正。
3	2	3	11	0	1	3-2-3-11 コンクリート面塗装工	3	2	3	11	0	1	3-2-3-11 コンクリート面塗装工	
3	2	3	11	1	3	(2) 受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、 <b>有塵石灰</b> を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	3	2	3	11	1	3	(2) 受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、 <b>遊離石灰</b> を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。	語句修正。
3	2	3	11	3	2	(1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料 <b>中塗り</b> 及び柔軟形エポキシ樹脂塗料 <b>中塗り</b> を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料 <b>上塗り</b> 及び柔軟形ふっ素樹脂塗料 <b>上塗り</b> を用いる場合で0℃以下のとき	3	2	3	11	3	2	(1) 気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料 <b>中塗り</b> 及び柔軟形エポキシ樹脂塗料 <b>中塗り</b> を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料 <b>上塗り</b> 及び柔軟形ふっ素樹脂塗料 <b>上塗り</b> を用いる場合で0℃以下のとき	表現の統一。「中塗り」「上塗り」またはタイトルに用いる場合のみ送り仮名なし。
3	2	3	14	0	1	3-2-3-14 ポストテンション桁製作工	3	2	3	14	0	1	3-2-3-14 ポストテンション桁製作工	
3	2	3	14	4	1	4. グラウトの施工	3	2	3	14	4	1	4. グラウトの施工	
3	2	3	14	4	9	⑦ グラウトに含まれる <b>塩化物イオン総量</b> は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	3	2	3	14	4	9	⑦ グラウトに含まれる <b>塩化物イオン量</b> は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	諸基準に従った語句に修正。
3	2	3	15	0	1	3-2-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工	3	2	3	15	0	1	3-2-3-15 プレキャストセグメント主桁組立工	
3	2	3	15	2	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) 「コンクリート標準示方書 (規準編)」 (土木学会、平成22年11月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) 「コンクリート標準示方書 (規準編)」 (土木学会、平成22年11月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	3	15	2	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法は JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) 「コンクリート標準示方書 (規準編)」 (土木学会、平成25年11月) による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映
3	2	3	15	2	3	表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	3	2	3	15	2	3	表3-2-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準	諸基準の改定 (コンクリート標準示方書規準編) に伴う修正
3	2	3	15	2	4	(2) プレキャストブロックの <b>接合面</b> のレイタンス、ゴミ、油等を取り除かなければならない。	3	2	3	15	2	4	(2) プレキャストブロックの <b>接合面</b> は、 <b>緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート</b> 、レイタンス、ゴミ、油等を取り除かなければならない。	諸基準の改定 (コンクリート標準示方書施工編) に伴う修正
3	2	3	33	0	1	3-2-3-33 現場塗装工	3	2	3	33	0	1	3-2-3-33 現場塗装工	



土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)						新条文 (平成27年7月版)						改定理由				
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条 (項目見出し)	新条文		
3	2	4	5	6	1	6. 周辺への影響防止	受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。	3	2	4	5	5	1	5. 周辺への影響防止	受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督員と協議しなければならない。	
3	2	4	5	7	1	7. 鉛直の保持	受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	3	2	4	5	6	1	6. 鉛直の保持	受注者は、場所打杭工の施工を行うにあたり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。	
3	2	4	5	8	1	8. 掘削速度	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	3	2	4	5	7	1	7. 掘削速度	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、地質に適した速度で掘削しなければならない。	
3	2	4	5	9	1	9. 支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時に監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	3	2	4	5	8	1	8. 支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時に監督員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	
3	2	4	5	10	1	10. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	3	2	4	5	9	1	9. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	
3	2	4	5	11	1	11. 鉄筋かごの継手	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	3	2	4	5	10	1	10. 鉄筋かごの継手	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	
3	2	4	5	12	1	12. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	3	2	4	5	11	1	11. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	
3	2	4	5	13	1	13. コンクリート打設	受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。	3	2	4	5	12	1	12. コンクリート打設	受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みにあたっては、トレミー管を用いたブランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリート内に打込み開始時を除き、2m以上入れておかなければならない。	
3	2	4	5	14	1	14. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。	3	2	4	5	13	1	13. 杭頭の処理	受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行われなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。	3-2-4-5 4. 杭頭処理と3-2-4-5 14. 杭頭の処理は施工手順を考慮し、統合する。(再掲) 道路橋示方書 (H24.3改訂) では、仕様書と同様の記載に加えてオールケーシング工法の場合には鉄筋天端高さまで余分に打ち込むことが望ましいとされている。望ましいとの規定ではあるが、現場では対応していることから、オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとするに改定する。

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)											
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項以下	新条文	改定理由
3	2	4	5	15	1	15. オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	3	2	4	5	14	1	14. オールケーシング工法の施工	受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きにあたり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリート打設面より2m以上コンクリート内に挿入しておかなければならない。	
3	2	4	5	16	1	16. 杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。	3	2	4	5	15	1	15. 杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督員と協議しなければならない。	
3	2	4	5	17	1	17. 水頭差の確保	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。	3	2	4	5	16	1	16. 水頭差の確保	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工にあたり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。	
3	2	4	5	18	1	18. 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	3	2	4	5	17	1	17. 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止	受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるにあたり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせないようにしなければならない。	
3	2	4	5	19	1	19. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	4	5	18	1	18. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	
3	2	4	5	20	1	20. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、環境保全と創造に関する条例（兵庫県）に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準について（環境省告示）、環境保全と創造に関する条例（兵庫県）に従い、適切に処理を行わなければならない。	
3	2	4	5	21	1	21. 杭土処理	受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。	3	2	4	5	20	1	20. 杭土処理	受注者は杭土処理を行うにあたり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。	
3	2	4	5	22	1	22. 地下水への影響防止	受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	3	2	4	5	21	1	21. 地下水への影響防止	受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	
3	2	4	5	23	1	23. 泥水・油脂等の飛散防止	受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。	3	2	4	5	22	1	22. 泥水・油脂等の飛散防止	受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。	
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	
3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	3-2-6-7	アスファルト舗装工	
3	2	6	7	5	5	(3)	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-28に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	3	2	6	7	5	5	(3)	受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-2-25に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。	誤記訂正。
3	2	6	8	0	1	3-2-6-8	半たわみ性舗装工	3	2	6	8	0	1	3-2-6-8	半たわみ性舗装工	
3	2	6	8	4	1	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章 及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	3	2	6	8	4	1	4. 適用規定	受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章 及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映。



土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)											
編	章	節	条	項以下	現行条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
3	2	14	2	8	1	8. 芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝一枚あたり2~3本の芝串で固定しなければならない。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	3	2	14	2	8	1	8. 芝串	受注者は、張芝の脱落を防止するため、張芝1㎡当たり20~30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。	芝串本数は、ロール芝の施工を考慮し、「2m当り」に修正。
3	2	15	3	5	1	5. 面状補強材の継ぎ目	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	3	2	15	3	5	1	5. 盛土横断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。	項目名の変更
3	2	15	3	6	1	6. 面状補強材の重ね合せ幅	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。	3	2	15	3	6	1	6. 盛土縦断方向の面状補強材	受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。諸基準の改定に伴い「5cm程度の重ね合せ幅」が削除されたため、文章を変更する。
3	2	15	3	8	1	8. 補強材すき間の防止	受注者は、補強材を敷設する場合、やむを得ず隣り合う面状補強材との間にすき間が生じる場合においても、盛土の高さ方向にすき間が連続しないように敷設しなければならない。	3	2	15	3	8	1	8. 補強材すき間の防止	受注者は、補強材を敷設する場合、やむを得ず隣り合う面状補強材との間にすき間が生じる場合においても、盛土の高さ方向にすき間が連続しないように敷設しなければならない。 また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
3	2	15	3	9	1	9. 盛土材の敷き均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行うとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	3	2	15	3	9	1	9. 盛土材の敷均し及び締固め	受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行うとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
3	2	15	3	13	1	13. 壁面調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面調整しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、直ちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。	3	2	15	3	13	1	13. 壁面材の調整	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いた壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、直ちに作業を中止し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督員に連絡しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
3	2	16	0	0	1	第16節	浚渫工 (共通)	3	2	16	0	0	1	第16節	浚渫工 (共通)	
3	2	16	3	0	1	3-2-16-3	浚渫船運転工	3	2	16	3	0	1	3-2-16-3	浚渫船運転工	
3	2	16	3	11	1	11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置	受注者は、浚渫工 (ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船) の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	3	2	16	3	11	1	11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置	受注者は、浚渫工 (ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船) の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督員の出来形確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	語句の修正。
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	
6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸	
6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	1	2	0	1	3		国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成22年6月一部改正)	6	1	2	0	1	3		国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	改定年度を改定
6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工	6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工	
6	1	7	1	5	1	5. 遮水シートの布設	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの布設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	6	1	7	1	5	1	5. 遮水シートの布設	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの布設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	語句の修正。
6	2	0	0	0	1	第2章	浚渫 (河川)	6	2	0	0	0	1	第2章	浚渫 (河川)	
								6	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	「第2節 適用すべき諸基準」を追記。
								6	2	2	1	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。	同上。
6	2	2	0	0	1	第2節	浚渫工 (ポンプ浚渫船)	6	2	3	0	0	1	第3節	浚渫工 (ポンプ浚渫船)	
6	2	2	1	0	1	6-2-2-1	一般事項	6	2	3	1	0	1	6-2-3-1	一般事項	
6	2	2	2	0	1	6-2-2-2	浚渫船運転工 (民船・官船)	6	2	3	2	0	1	6-2-3-2	浚渫船運転工 (民船・官船)	
6	2	2	3	0	1	6-2-2-3	作業船及び機械運転工	6	2	3	3	0	1	6-2-3-3	作業船及び機械運転工	
6	2	2	4	0	1	6-2-2-4	配土工	6	2	3	4	0	1	6-2-3-4	配土工	
6	2	3	0	0	1	第3節	浚渫工 (グラブ船)	6	2	4	0	0	1	第4節	浚渫工 (グラブ船)	



土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)					改定理由							
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下								
				項以下					項以下								
				項以下					項以下								
6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め		6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	
6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		6	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	7	2	0	0	3		国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成22年6月一部改正)		6	7	2	0	0	3		国土交通省 仮締切堤設置基準 (案) (平成26年12月一部改正)	改定年度を反映。
6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕		6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	
6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
6	9	2	0	0	2		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)		6	9	2	0	0	2		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)	改定年度を反映。
6	9	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成23年7月)		6	9	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) (基準解説編・マニュアル編) (平成26年9月)	改定年度を反映。
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編		7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	
7	3	0	0	0	1	第3章	海城堤防 (人工リーフ、離岸堤、潜堤)		7	3	0	0	0	1	第3章	海城堤防 (人工リーフ、離岸堤、潜堤)	
7	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		7	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
7	3	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年4月)		7	3	2	0	0	5		農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成16年3月)	誤表示の修正。
7	4	0	0	0	1	第4章	浚渫 (海岸)		7	4	0	0	0	1	第4章	浚渫 (海岸)	
									7	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	「第2節 適用すべき諸基準」を追記。
									7	4	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。	同上。
7	4	2	0	0	1	第2節	浚渫工 (ポンプ浚渫船)		7	4	3	0	0	1	第3節	浚渫工 (ポンプ浚渫船)	
7	4	2	1	0	1	7-4-2-1	一般事項		7	4	3	1	0	1	7-4-3-1	一般事項	
7	4	2	2	0	1	7-4-2-2	浚渫船運転工		7	4	3	2	0	1	7-4-3-2	浚渫船運転工	
7	4	2	3	0	1	7-4-2-3	作業船及び機械運転工		7	4	3	3	0	1	7-4-3-3	作業船及び機械運転工	
7	4	2	4	0	1	7-4-2-4	配土工		7	4	3	4	0	1	7-4-3-4	配土工	
7	4	3	0	0	1	第3節	浚渫工 (グラブ船)		7	4	4	0	0	1	第4節	浚渫工 (グラブ船)	
7	4	3	1	0	1	7-4-3-1	一般事項		7	4	4	1	0	1	7-4-4-1	一般事項	
7	4	3	2	0	1	7-4-3-2	浚渫船運転工		7	4	4	2	0	1	7-4-4-2	浚渫船運転工	
7	4	3	3	0	1	7-4-3-3	作業船運転工		7	4	4	3	0	1	7-4-4-3	作業船運転工	
7	4	3	3	0	2		作業船運転工の施工については、第6編6-2-3-3作業船運転工の規定による。		7	4	4	3	0	2		作業船運転工の施工については、第6編6-2-4-3作業船運転工の規定による。	引用先の条番号修正による。
7	4	3	4	0	1	7-4-3-4	配土工		7	4	4	4	0	1	7-4-4-4	配土工	
7	4	4	0	0	1	第4節	浚渫土処理工		7	4	5	0	0	1	第5節	浚渫土処理工	
7	4	4	1	0	1	7-4-4-1	一般事項		7	4	5	1	0	1	7-4-5-1	一般事項	
7	4	4	2	0	1	7-4-4-2	浚渫土処理工		7	4	5	2	0	1	7-4-5-2	浚渫土処理工	
7	4	4	2	1	1		受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編6-2-5-2浚渫土処理工の規定による。		7	4	5	2	1	1		受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編6-2-6-2浚渫土処理工の規定による。	引用先の条番号修正による。
7	5	0	0	0	1	第5章	養 浜		7	5	0	0	0	1	第5章	養 浜	
									7	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	「第2節 適用すべき諸基準」を追記。
									7	5	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。	同上。
7	5	2	0	0	1	第2節	軽量盛土工		7	5	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	
7	5	2	1	0	1	7-5-2-1	一般事項		7	5	3	1	0	1	7-5-3-1	一般事項	
7	5	2	2	0	1	7-5-2-2	軽量盛土工		7	5	3	2	0	1	7-5-3-2	軽量盛土工	
7	5	3	0	0	1	第3節	砂止工		7	5	4	0	0	1	第4節	砂止工	
7	5	3	1	0	1	7-5-3-1	一般事項		7	5	4	1	0	1	7-5-4-1	一般事項	
7	5	3	2	0	1	7-5-3-2	根固めブロック工		7	5	4	2	0	1	7-5-4-2	根固めブロック工	
8	0	0	0	0	1	第8編	砂 防 編		8	0	0	0	0	1	第8編	砂 防 編	
8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤		8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤	
8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) (平成20年3月)		8	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) (平成25年10月)	改定年度を反映。
8	1	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)		8	1	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	誤記修正。
8	1	6	0	0	1	第6節	法面工		8	1	6	0	0	1	第6節	法面工	
8	1	6	1	0	1	8-1-6-1	一般事項		8	1	6	1	0	1	8-1-6-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)											
編	章	節	条	項	項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文	改定理由	
8	1	6	1	2	1	2.適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針 第5章 施工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章 施工」(地盤工学会、平成24年6月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8	1	6	1	2	1	2.適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針 第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	「のり枠工の設計・施工指針」の対応章の修正。 「グラウンドアンカー設計・施工基準」の発行年月の訂正。
8	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート堰堤工	8	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート堰堤工	
8	1	8	4	0	1	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	8	1	8	4	0	1	8-1-8-4	コンクリート堰堤本体工	
8	1	8	4	4	1	4.水平打継目の処理	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除くと共に清掃しなければならない。また、レイタンス処理が不要なコンクリート打継面処理剤(遅延剤は除く)は使用してはならない。	8	1	8	4	4	1	4.水平打継目の処理	受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、 <b>コンクリート表面を粗にし</b> 、清掃しなければならない。また、レイタンス処理が不要なコンクリート打継面処理剤(遅延剤は除く)は使用してはならない。	諸基準の改定に伴う修正。
8	1	8	4	9	1	9.コンクリートの養生	受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。	8	1	8	4	9	1	9.コンクリートの養生	受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。 <b>養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。</b>	諸基準の改定に伴う修正。
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
8	3	2	0	0	4		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	8	3	2	0	0	4		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)	改定年度を反映。
8	3	2	0	0	8		土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成15年11月)	8	3	2	0	0	8		土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)	改定年度を反映。
8	3	2	0	0	9		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年6月)	8	3	2	0	0	9		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 (平成24年5月)	「グラウンドアンカー設計・施工基準」の発行年月の訂正。
8	3	2	0	0	10		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成17年7月)	8	3	2	0	0	10		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き (平成24年9月)	改定年度を反映。
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム 編	9	0	0	0	0	1	第9編	ダム 編	
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	
9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	9	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
9	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成20年3月)	9	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月)	改定年度を反映。
9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	
9	1	4	1	0	1	9-1-4-1	一般事項	9	1	4	1	0	1	9-1-4-1	一般事項	
9	1	4	1	3	1	3.骨材使用時の注意(1)	受注者は、設計図書に基づいて骨材の製造を行い、骨材を使用しなければならない。	9	1	4	1	3	1	3.骨材使用時の注意(1)	受注者は、設計図書に基づいて <b>製造した</b> 骨材を使用しなければならない。	文章表現の修正。
9	1	4	6	0	1	9-1-4-6	練りませ	9	1	4	6	0	1			
9	1	4	6	2	1	2.ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	2	1	2.ミキサの練りませ性能試験	受注者は、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練りませ性能試験方法)によりミキサの練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめてから使用するものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119(ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。	9	1	4	6	5	1	5.1練りの量及び練りませ時間の決定	受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサ 第2部:練りませ性能試験方法)により試験を行ったうえで決定しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)									
編	章	節	条	項 以下	現行条文	編	章	節	条	項 以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
9	1	4	6	5	4	(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119 (ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	9	1	4	6	5	4	(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサ 第2部：練混ぜ性能試験方法) により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、試験の結果、異常が発見された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	10	0	1	9-1-4-10 締固め	9	1	4	10	0	1	9-1-4-10 締固め	
9	1	4	10	2	1	2. 内部振動機 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、手持ち式内部振動機またはショベル系の機械に搭載した内部振動機を用いなければならない。	9	1	4	10	2	1	2. コンクリートの締固め 受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用いなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	10	3	1	3. 内部振動機の性能 受注者は、設計図書に示す性能を有する内部振動機を用いなければならない。	9	1	4	10	3	1	3. 棒状バイブレータの性能 受注者は、設計図書に示す性能を有する棒状バイブレータを用いなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	10	4	1	4. 内部振動機の操作 受注者は、内部振動機を鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、内部振動機が下層に入るようにしなければならない。	9	1	4	10	4	1	4. 棒状バイブレータの操作 受注者は、棒状バイブレータを鉛直に差込み、コンクリート全体が一緒に締固められるようにし、層打ちの場合には、棒状バイブレータが下層に入るようにしなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	10	4	2	また、内部振動機を用いてコンクリートを横移動させてはならない。	9	1	4	10	4	2	また、棒状バイブレータを用いてコンクリートを横移動させてはならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	10	5	1	5. 内部振動時間 受注者は、コンクリートの体積の減少が認められなくなり、空気あわがはず、水が表面に現れて、コンクリート全体が均一に溶け合ったようにみえるまで、内部振動を行わなければならない。	9	1	4	10	5	1	5. 締固め時間 受注者は、粗骨材が表面に露出せず、上面にモルタルがあり、さらに人が上面に乗れるまで、締固めを行わなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	10	5	2	また、内部振動機は、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。	9	1	4	10	5	2	また、棒状バイブレータは、コンクリートからゆっくり引抜き、穴が残らないようにしなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	11	0	1	9-1-4-11 継目	9	1	4	11	0	1	9-1-4-11 継目	
9	1	4	11	4	1	4. レイタンス、浮き石の除去 受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、レイタンス、浮き石を確実に除去するものとし、その時期については、監督員と協議しなければならない。	9	1	4	11	4	1	4. レイタンス、浮き石の除去 受注者は、設計図書に示す水平打継目の処理にあたっては、既に打ち込まれたコンクリートの表面のレイタンス、品質の悪いコンクリート、緩んだ骨材粒等を完全に取り除き、コンクリート表面を粗にした後、十分に吸水させなければならない。また、その時期については、監督員と協議しなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	4	12	0	1	9-1-4-12 養生	9	1	4	12	0	1	9-1-4-12 養生	
9	1	4	12	2	1	2. 打込み直後の養生 受注者は、養生にあたっては、コンクリート打込み直後は止水または表面をシート等で覆わなければならない。また、コンクリートが養生作業によって害を受けない程度に硬化した後は、常に湿潤状態に保つものとし、その方法、期間については設計図書によらなければならない。	9	1	4	12	2	1	2. 打込み直後の養生 受注者は、コンクリートの表面を荒らさないうで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定、期間については設計図書によらなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
9	1	7	0	0	1	第7節 埋設物設置工	9	1	7	0	0	1	第7節 埋設物設置工	
9	1	7	2	0	1	9-1-7-2 冷却管設置	9	1	7	2	0	1	9-1-7-2 冷却管設置	
9	1	7	2	4	1	4. 通水試験 受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、通水試験を行い、監督員の確認を得た後でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。	9	1	7	2	4	1	4. 通水試験 受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、監督員の確認を得た後でなければならない。	文章表現の修正。
9	2	0	0	0	1	第2章 フィルダム	9	2	0	0	0	1	第2章 フィルダム	
							9	2	2	0	0	1	第2節 適用すべき諸基準	「第2節 適用すべき諸基準」を追記。
							9	2	2	0	1	2	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。	同上。
9	2	2	0	0	1	第2節 掘削工	9	2	3	0	0	1	第3節 掘削工	
9	2	2	1	0	1	9-2-2-1 一般事項	9	2	3	1	0	1	9-2-3-1 一般事項	
9	2	2	2	0	1	9-2-2-2 掘削分類	9	2	3	2	0	1	9-2-3-2 掘削分類	
9	2	2	3	0	1	9-2-2-3 過掘の処理	9	2	3	3	0	1	9-2-3-3 過掘の処理	
9	2	2	4	0	1	9-2-2-4 発破制限	9	2	3	4	0	1	9-2-3-4 発破制限	
9	2	2	5	0	1	9-2-2-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	9	2	3	5	0	1	9-2-3-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)											
編	章	節	条	項	項以下 章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由		
9	2	2	6	0	1	9-2-2-6	不良岩等の処理	9	2	3	6	0	1	9-2-3-6	不良岩等の処理	
9	2	2	7	0	1	9-2-2-7	建設発生土の処理	9	2	3	7	0	1	9-2-3-7	建設発生土の処理	
9	2	2	8	0	1	9-2-2-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認	9	2	3	8	0	1	9-2-3-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認	
9	2	2	9	0	1	9-2-2-9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	9	2	3	9	0	1	9-2-3-9	基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理	
9	2	3	0	0	1	第3節	盛立工	9	2	4	0	0	1	第4節	盛立工	
9	2	3	1	0	1	9-2-3-1	一般事項	9	2	4	1	0	1	9-2-4-1	一般事項	
9	2	3	2	0	1	9-2-3-2	材料採取	9	2	4	2	0	1	9-2-4-2	材料採取	
9	2	3	3	0	1	9-2-3-3	着岩材の盛立	9	2	4	3	0	1	9-2-4-3	着岩材の盛立	
9	2	3	4	0	1	9-2-3-4	中間材の盛立	9	2	4	4	0	1	9-2-4-4	中間材の盛立	
9	2	3	5	0	1	9-2-3-5	コアの盛立	9	2	4	5	0	1	9-2-4-5	コアの盛立	
9	2	3	6	0	1	9-2-3-6	フィルターの盛立	9	2	4	6	0	1	9-2-4-6	フィルターの盛立	
9	2	3	7	0	1	9-2-3-7	ロックの盛立	9	2	4	7	0	1	9-2-4-7	ロックの盛立	
9	2	3	8	0	1	9-2-3-8	堤体法面保護工	9	2	4	8	0	1	9-2-4-8	堤体法面保護工	
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	
10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	1	2	0	0	11		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)	10	1	2	0	0	11		全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)	改定年度を反映。
10	1	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)	10	1	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	誤記修正。
10	1	2	0	0	14		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成12年2月)	10	1	2	0	0	14		土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)	改定年度を反映。
10	1	2	0	0	15		土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成15年11月)	10	1	2	0	0	15		土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)	改定年度を反映。
10	1	2	0	0	16		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成14年10月)	10	1	2	0	0	16		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)	改定年度を反映。
10	1	5	0	0	1	第5節	法面工	10	1	5	0	0	1	第5節	法面工	
10	1	5	1	0	1	10-1-5-1	一般事項	10	1	5	1	0	1	10-1-5-1	一般事項	
10	1	5	1	2	1	2. 適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章 施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	10	1	5	1	2	1	2. 適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正。
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	10	2	0	0	0	1	第2章	舗装	
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	2	2	0	0	11		国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成16年3月)	10	2	2	0	0	11		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)	誤表示の修正。
10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	10	2	9	0	0	1	第9節	標識工	
10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項	10	2	9	1	0	1	10-2-9-1	一般事項	
10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成16年8月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	10	2	9	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、平成25年2月)による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改定年度を反映。
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	3	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)	10	3	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	改定年度を反映。
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	
10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	
10	4	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)	10	4	2	0	0	8		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	誤記修正。
10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)	10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル (NATM)	

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文 (平成27年3月版)					新条文 (平成27年7月版)					改定理由								
編	章	節	条	項以下	編	章	節	条	項以下									
				項以下					項以下									
				項以下					項以下									
10	6	5	0	0	1	第5節	覆工		10	6	5	0	0	1	第5節	覆工		
10	6	5	3	0	1	10-6-5-3	覆工コンクリート工		10	6	5	3	0	1	10-6-5-3	覆工コンクリート工		
10	6	5	3	3	1	3. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、内部振動機を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。		10	6	5	3	3	1	3. コンクリートの締固め	受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、棒状バイブレータを用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。ただし、棒状バイブレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠バイブレータを使用して確実に締め固めなければならない。	諸基準の改定に伴う修正。	
10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド		10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド		
10	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工		10	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工		
10	7	4	6	0	1	10-7-4-6	横締め工		10	7	4	6	0	1	10-7-4-6	横締め工		
10	7	4	6	1	2	①	引張装置のキャリブレーション		10	7	4	6	1	2	①	ジャッキのキャリブレーション		諸基準の改定に伴う修正。
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド		10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド		
10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	8	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成26年3月)		10	8	2	0	0	9		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)		誤記修正。
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持		10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持		
10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工		10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工		
10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	橋梁塗装工		10	14	17	3	0	1	10-14-17-3	橋梁塗装工		
10	14	17	3	3	1	3. 下塗り	受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。		10	14	17	3	3	1	3. 下塗り	受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。	表現の統一。「下塗り」またはタイトルに用いる場合のみ送り仮名なし。	
10	15	0	0	0	1	第15章	雪 寒		10	15	0	0	0	1	第15章	雪 寒		
10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工		10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工		
10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	歩道除雪工		10	15	3	6	0	1	10-15-3-6	歩道除雪工		
10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	受注者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。		10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	受注者は、クローラ・ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。	工事種体系ツリーとの整合。	
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕		10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕		
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
10	16	2	0	0	4		日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)		10	16	2	0	0	4		日本道路協会 鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)	誤記修正。	
10	16	17	0	0	1	第17節	法面工		10	16	17	0	0	1	第17節	法面工		
10	16	17	1	0	1	10-16-17-1	一般事項		10	16	17	1	0	1	10-16-17-1	一般事項		
10	16	17	1	2	1	2. 適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第7章 吹付砕工、第8章 プレキャスト砕工、第9章 現場打ちコンクリート砕工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。		10	16	17	1	2	1	2. 適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第8章 吹付砕工、第9章 プレキャスト砕工、第10章 現場打ちコンクリート砕工、第11章中詰工」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章 施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	諸基準の改定に伴う修正。	